

市・県民税

来年度から税率が変更

税源移譲でまちづくりに

定率減税は廃止に 独自性生かして

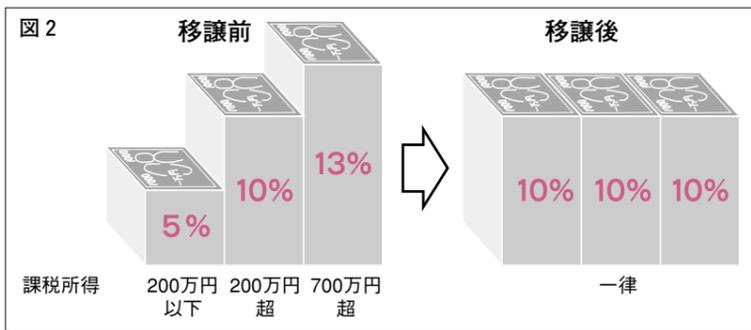


表1 税率の変更

移譲前				移譲後			
課税所得金額	所得税	市民税	県民税	課税所得金額	所得税	市民税	県民税
200万円以下	10%	3%	2%	195万円以下	5%	6%	4%
330万円以下		8%					
700万円以下	20%	10%	3%	330万円以下	10%	6%	4%
900万円以下				20%			
1,800万円以下	30%	10%	3%	695万円以下	20%	6%	4%
1,800万円超				37%	33%		
				1,800万円超	40%		

表2 所得税と市・県民税の負担モデル

モデルA：夫婦と子ども2人の場合（給与収入）				
給与収入	区分	所得税額	市・県民税額	合計
300万円	移譲前	0円	1万3,000円	1万3,000円
	移譲後	0円	1万3,000円	
500万円	移譲前	11万9,000円	8万円	19万9,000円
	移譲後	5万9,500円	13万9,500円	
700万円	移譲前	26万3,000円	20万円	46万3,000円
	移譲後	16万5,500円	29万7,500円	
1,000万円	移譲前	68万8,000円	44万6,000円	113万4,000円
	移譲後	59万500円	54万3,500円	
モデルB：独身者（65歳以上）の場合（公的年金収入）				
年金収入	区分	所得税額	市・県民税額	合計
180万円	移譲前	2万2,000円	1万7,500円	3万9,500円
	移譲後	1万1,000円	2万8,500円	
200万円	移譲前	4万2,000円	2万7,500円	6万9,500円
	移譲後	2万1,000円	4万8,500円	
250万円	移譲前	9万2,000円	5万2,500円	14万4,500円
	移譲後	4万6,000円	9万8,500円	
300万円	移譲前	14万2,000円	7万7,500円	21万9,500円
	移譲後	7万1,000円	14万8,500円	
350万円	移譲前	18万7,000円	10万円	28万7,000円
	移譲後	9万3,500円	19万3,500円	

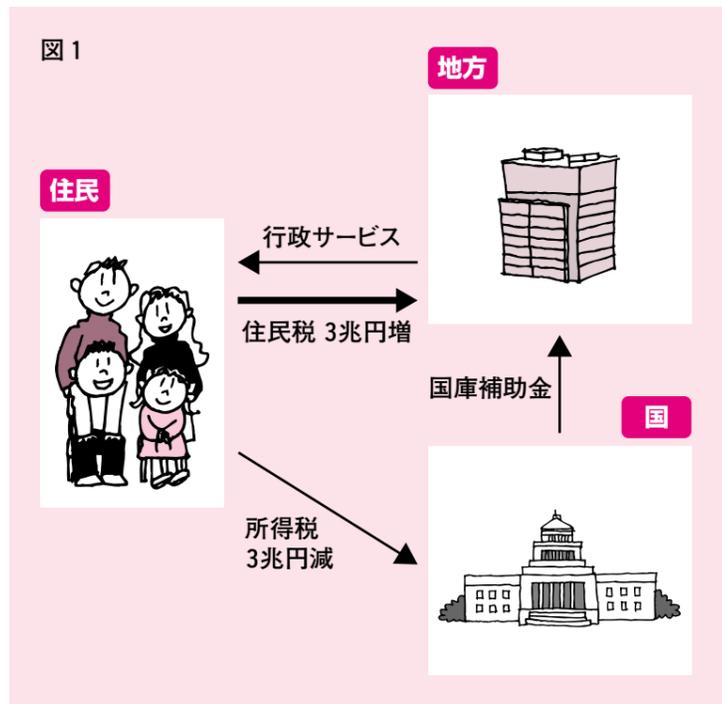
※子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算。
 ※定率減税の廃止の影響は考慮していません。
 ※モデルBは社会保険料控除は考慮していません。

□10パーセントに統一
 市・県民税の税率が10%（市民税6%、県民税4%）に統一されます。
 これまで市民税所得割の税率は三段階、県民税は二段階でした。来年度からは所得にかかわらず一律10%に統一（図2のとおり）。高額所得者が多い地域に税収が集中することなく、税源移譲が可能になります。

税と所得税の合計の税負担は変わりません。
 市・県民税の税率変更に伴い、国に納める所得税の税率も変わります。市・県民税はこれまで最低税率5%、最高税率13%だったのが一律10%になります。所得税は最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が三十七%から四十%に引き上げられます（表1のとおり）。
 市・県民税は、扶養控除や配偶者控除などの人的控除の

額が所得税よりも低いため、課税所得が所得税より高くなります。市・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。このため、納税者の人的控除の適用状況に応じて市・県民税を減額する措置を講じます。
 このように、税源移譲の前後で市・県民税と所得税を合わせた納税者の負担が変わらないように考慮されています（表2のとおり）。
 なお、所得税は来年分から

の適用で源泉徴収は来年1月分の給与から対象です。
**減税なくなり
 負担が増加**
 税率変更と時期を合わせて定率減税が廃止されるため、税負担が増えます。
 市・県民税では、本年度まで個人の所得割額に対し、一定の減税（本年度は所得割額の七・五%、最高二万円）が行われていました。来年度からこれが廃止になり、所得税についても、来年分から定率減税が廃止されます。



**国から地方へ
 割合を変更**
 現在、本市などの地方公共団体は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けています。この補助金は、地方公共団体が行う特定の事業に対して支給されるもので、用途に制限があります。来年

度から、税率を変更することで国から地方へ税源移譲が行われ、地方公共団体が国からの補助金に頼らず、自主的に税源を確保できるようになります（図1のとおり）。
 これによって、地方公共団体の自立性が高まり、さらに地域の実情に合った行政サービスが可能となります。

来年度から市・県民税の仕組みが大きく変わります。税率の変更と定率減税の廃止が主な変更点。国へ納める所得税と市・県民税の割合を変えることで、地方の財源を確保し、特徴あるまちづくりを進めることが目的です。
 問い合わせは市民税課 ☎890-6203へ。

